

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における ALPS処理水¹の処分に伴う対策の強化・拡充の考え方

令和 4 年 8 月 3 0 日
ALPS処理水の処分にに関する基本方針の
着実な実行に向けた関係閣僚等会議

I. はじめに

令和3年4月13日に開催された第5回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議において、安全性を確保し、政府を挙げて風評対策を徹底することを前提に、ALPS処理水を海洋放出することとした「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分にに関する基本方針」(以下「基本方針」という。)を決定した。

基本方針の決定以降、福島・宮城・茨城等各地で開催したワーキンググループを始めとして自治体や農林漁業者等との意見交換を重ね、これらを踏まえ、令和3年8月には、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に伴う当面の対策の取りまとめ(以下「当面の対策」という。)」を策定した。

この当面の対策の中では、徹底した安全対策による安心の醸成と安心感を広く行き渡らせるための対応による「風評を生じさせない仕組み」とともに、万一風評が生じたとしても「風評に打ち勝ち、安心して事業を継続・拡大できる仕組み」の構築を目指し、盛り込んだ対策を着実に実行することとした。

さらに、令和3年12月には、取組を加速させるため、対策ごとに今後1年の取組や中長期的な方向性を整理する「ALPS処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画(以下「行動計画」という。)」を策定した。これらの対策方針に沿って、昨年来、各対策を進めてきた。また、この中で、今後も対策の実施状況を継続的に確認し、状況に応じ随時、追加・見直しを行うこととしており、現在まで自治体や農林漁業者等との意見交換を重ねてきている。

今回の対策の強化・拡充の考え方は、個々の対策の進展や追加的に寄せられた意見を踏まえ、今後、重点的に進めるべき対策の方向性を示すものである。

¹ 誤解に基づく風評被害を防止するため、令和3年4月13日以降、「トリチウム以外の核種について、環境放出の際の規制基準を満たす水」のみを「ALPS処理水」と呼称している。

Ⅱ. これまでの対策の進展

【徹底した安全対策による安心の醸成】

令和3年4月以降、東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)において、政府が基本方針で求めた内容を具体化するための計画の検討が進められ、令和3年12月21日にALPS処理水の海洋放出に必要な設備の設置及び保安のための措置を実施計画に追加するとともに、ALPS処理水の海洋放出に係る放射線影響評価報告書を加えた、「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画変更認可申請書」が原子力規制委員会に提出された。本申請の内容については、令和3年12月22日の第54回原子力規制委員会です承された対応方針に従い、計13回の公開の審査会合において審査・確認が行われた。

また、令和3年7月8日に政府と国際原子力機関(以下「IAEA」という。)との間で署名を行った「ALPS処理水の取扱いに係るIAEAとの協力枠組みに関する付託事項(TOR)」に基づき、ALPS処理水の安全性に関するレビュー及び原子力規制委員会による規制に関するレビューが開始され、東京電力の申請内容や原子力規制委員会の審査内容について、IAEAの国際安全基準に則った確認が行われた。加えて、東京電力が実施するALPS処理水に含まれる放射性物質の分析の確認(ソースモニタリングの裏付け)や政府の総合モニタリング計画に基づき実施される海域モニタリングの結果の確認(環境モニタリングの裏付け)も並行して進められている。安全性に関するレビューについては令和4年4月に、また、規制に関するレビューについては令和4年6月に、それぞれのレビューの結果が進捗報告書として取りまとめられ、公表された。平成26年から継続されている、日本の分析機関の放射性核種測定を試料採取や分析能力をIAEAが確認する海洋モニタリングに関する協力プロジェクトにおいては、令和4年6月に前年(令和3年)の活動に関する報告書が公表され、引き続き、参加した日本の分析機関の試料採取方法は適切であり、高い正確性と能力を有している旨が報告された。

東京電力は、ALPS処理水希釈放出設備及び関連施設の設計、設備及び保安、並びにALPS処理水の海洋放出に係る放射線影響評価等について、審査会合等での原子力規制委員会からの指摘事項、またIAEAからの所見等を踏まえて、実施計画の修正及び放射線影響評価報告書の改訂を行い、令和4年4月から7月にかけて補正申請を行った。

原子力規制委員会は、令和4年5月18日の第10回原子力規制委員会において、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画の変更認可申請(ALPS処理水の海洋放出関連設備の

設置等)に係る審査書案」を了承し、審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行ったところ、670件の意見提出があった。その後、令和4年7月22日の第25回原子力規制委員会において、提出のあった意見に対する考え方を示すとともに、法令に基づく規制要求や政府の基本方針を満たしているとして、同申請の認可を決定した。

原子力規制委員会は、東京電力に対し、放水トンネルを含め設備の設置工事については安全性も考慮して実施することを求めており、工事が適切に実施されているかを日々の検査等において確認する。また、東京電力は、ALPS処理水の漏えいや意図しない放出等の異常事象に備えて、漏えい検知器の設置、漏えい水を回収する仮設ポンプ・高圧吸引車等の準備といった対策をとるが、これらを含め海洋放出設備が認可された実施計画どおりに設置されているか等について検査していく予定としている。加えて、原子力規制委員会は、これらの設備の使用期間が長期間にわたることから、東京電力により適切に保守・管理が行われることを確認しているが、使用開始後も必要な機能を有しているか、定期的に確認していく。

また、風評影響の抑制につながるよう、客観性・透明性・信頼性を最大限高めたモニタリングを実施すべく、測点や頻度等について、専門家による確認・助言を得た上で、令和4年3月に政府の総合モニタリング計画を改定した。海洋放出が行われる前の海域の状況等を把握するため、令和4年4月から、同計画に基づく海域モニタリングが開始されている。

さらに、原子力規制委員会の確認やIAEAによるレビューに加えて、専門家や関係市町村で構成される福島県原子力発電所安全確保技術検討会が取りまとめた東京電力に対する8項目の要求事項について、確実に実施されるよう、東京電力を強く指導し、安全対策に万全を期していく。

【安心感を広く行き渡らせるための対応】

安心感を広く行き渡らせるための対応については、復興大臣の指示に基づき、「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」(以下「風評払拭タスクフォース」という。)において、関係各省が連携し、政府一丸となって進めるべき施策等が議論されており、以降の取組については、風評払拭タスクフォースでの議論及びその場で取りまとめた施策パッケージを踏まえたものである。

政府は、農林漁業者等の生産者、その取引相手となる加工・流通・小売事業者から消費者に至るまでのサプライチェーン全体、並びに自治体職員等、幅広い対象に対して、基本方針の決定の背景や検討の経緯、政府による対策及び

進捗状況に関する説明を、基本方針決定以降、約700回実施してきた。

また、経済産業省の職員が地元で開催されるイベントを中心に参加し、ALPS処理水の安全性について、来場者と双方向のコミュニケーションを重ねている。さらに、参加者の疑問に直接答える機会として、経済産業省及び東京電力が実施している福島第一原子力発電所の視察・座談会についても、対象者をこれまでの浜通り13市町村の住民から福島県全域に拡大し、開催回数も増やしてきた。加えて、流通・小売の事業者等や消費者団体等を対象に、福島第一原子力発電所とその周辺地域の視察と意見交換を行うツアーも企画している。

国内外の消費者等に対する情報発信としては、地元紙を含む全国の主要地方紙約50紙や海外紙等への新聞広告の掲載や、平易な言葉で廃炉やALPS処理水について解説したパンフレットや動画の充実、SNS等を活用した発信等、説明を尽くすための広報活動に取り組んでいる。

さらに、特に若い世代の方々に、ALPS処理水の安全性に関する科学的根拠に基づく正確な情報を届ける観点から、福島県内の学校を中心に出前授業を継続して実施してきたところ、県内の学校での授業数を増やしつつ、首都圏等県外の学校への取組も広げてきている。

国際社会に対しても、各国・地域、市場関係者への安全性に係る説明を継続しており、特に、懸念を有する国・地域に対しては、要望を踏まえ、個別の意見交換や、質問状への回答等、丁寧な情報提供や説明を実施している。また、令和3年9月のIAEA総会時に開催された福島第一原子力発電所をテーマとするサイドイベントにおいて、加盟各国に対してALPS処理水の安全性に関する情報発信を行っている。

福島第一原子力発電所事故を受けて諸外国・地域が講じた日本産食品に対する輸入規制の緩和・撤廃に向け、相手国・地域へのハイレベルからの働きかけを政府一体となって継続して実施している。令和3年9月に米国、令和4年6月に英国、7月にインドネシアが相次いで規制を撤廃する等、着実に進展しつつあり、規制措置を継続しているのは12の国・地域となっている。

【風評に打ち勝つ、強い事業者体力の構築】

令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算において、水産業、農林業・商工業、観光業等、風評影響を受け得る業種の事業者が安心して事業を継続・拡大できるよう、生産性向上や販路拡大に対する支援等を措置し、まずはこれを着実に執行している。

水産業においては、漁業を安心して持続できる施策を、生産・流通・加工・消費の各段階において実施し、支援採択や個別指導等の実績を積み重ねているところ。また、農林業や商工業、観光業においても、支援策の公募を順次実施し採択を決定しているほか、交流人口拡大に向けて、令和4年5月に「福島浜通り地域等15市町村の交流人口拡大に向けたアクションプラン」を策定し、それに基づく取組を順次進めている。

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「JETRO」という。）、よろず支援拠点においては、特別相談窓口を開設し、中小機構のアドバイザーを派遣する制度も設けている。また、公益社団法人福島相双復興推進機構（以下「相双機構」という。）においても、浜通り地域等における水産関係の仲買・加工業者を個別訪問し、要望をお伺いしながら具体的な支援を開始したところであり、販路拡大・新商品開発、人材確保等を実現した事業者も着実に増えてきている。

加えて、被災地産品の消費拡大に向けて、飲食店や小売店、百貨店でのフェア、食材ECサイト等を活用した情報発信・利用促進活動を実施している。東京電力においても、電気事業連合会やふくしま応援企業ネットワーク等の同社のネットワークを活用して消費拡大への取組を進めているほか、販売促進キャンペーンや社員食堂での食材利用等を実施している。また、省庁職員自身が、率先して積極的に地元産品を食し、その魅力をPRしていくための企画として、職員等に向けた食堂やキッチンカーでの販売等を実施している。

【風評に伴う需要変動に対応するセーフティネット】

令和3年度補正予算において、万一水産物の需要減少等の風評影響が生じた場合の緊急避難的措置として、水産物の販路拡大や、冷凍に向いている水産物の一時的買取り・保管等の支援を実施するための基金を造成しており、基金管理団体を決定する等、現在執行に向けた準備を進めている。また、同基金では、風評への懸念を払拭するため、ALPS処理水の安全性等に関する理解醸成活動を併せて実施することとしており、既に一部事業については執行を開始する等、着実に取組を進めている。

賠償については、ALPS処理水の放出に先立って被害の実態に見合った必要十分な賠償を、迅速かつ適切に実施するための基準の策定に向けて、個別の事業者団体と議論を進めているところである。

【長期的な課題の解決に向けた対策】

トリチウムの分離技術については、東京電力が、第三者(ナインシグマ・ホールディングス株式会社)を活用した「トリチウムの分離技術調査」において、技術の実用化の可能性について、幅広い調査の実施や提案の受付・評価を実施している。直ちに実用化できる段階にはないものの、将来的に実用化に向けた要件を満たす可能性のある技術が13件選定された。選定された技術のうち参画可能な事業者との間では、技術及び実証データの精度・信頼性向上や具体的な条件を踏まえた実地適合性の検証等(フィージビリティスタディ)に移行し、実用化に向け、解決すべき課題の明確化を図る。

また、汚染水発生量は、東京電力において、地下水バイパス、陸側遮水壁、サブドレン、フェーシング等の重層的な対策を講じることにより、令和3年度の実績では約130m³/日に低減している。更なる発生量の抑制を目指して、原子炉建屋の屋根補修や1-4号機建屋周辺のフェーシング、建屋水位の低下等の取組を進めている。

Ⅲ. 今後、重点的に進めるべき対策の方向性

東京電力のALPS処理水の海洋放出設備の設置等の計画については、原子力規制委員会による審査が行われ安全性に問題がないと確認されるとともに、地元自治体の了解もなされた。また、IAEAからの透明性高く客観的なレビューを受けることで、国際的な観点からも安全対策のより一層の充実を図っている。こうした取組の進展により、安全性に対する科学的根拠がより明確になってきている。これに伴い、地元の方々を始め、国内外の関心を持つ方々の安全性についての理解は徐々に進んできている。

一方で、特に被災地の住民や事業者からは、ALPS処理水の処分による新たな風評影響について、依然として懸念の声を頂いている。今後は、安全性が確実に担保されていることを確認していくとともに、理解醸成を始めとする風評対策のより一層の強化が求められている局面にある。

そのためには、まず、これまでの対策について、着実に実行するとともに実効性を高めていくことが重要である。また、これまで実施した取組の効果や、説明会や意見交換の場において頂いた様々な御意見をしっかりと受け止め、今後更に重点的に取り組むべき対策を整理した上で、政府一丸となって実行していく必要がある。

今後、重点的に進めるべき対策の方向性としては、以下の点が挙げられる。

- ① 何よりも安全性の担保を徹底することを目指す。原子力規制委員会による検査やIAEAによる徹底した確認により、安全性に対する科学的根拠を明確化し、透明性高く、国内外に対して情報発信する。
- ② 安全・安心の全国大での理解醸成を目指す。風評影響の抑制に当たっては、被災地の方々だけでなく、全国の消費者や製品の流通過程である加工・流通・小売の各段階の事業者等に、安全性を理解いただくことが重要である。そのためには、従来の説明会・意見交換や情報発信を実施するだけでなく、理解醸成における取組の質・量ともに、更なる充実を図る必要がある。また、放出開始後においては、安全上問題ないことが一目で確認できることが、流通・小売事業者等から求められており、こうした取組を実現する必要がある。

- ③ 事業者が将来にわたり、安心して事業を継続・拡充できると確信を深めていただける状況を目指す。長期にわたるALPS処理水の放出開始後も事業を継続できるのかという懸念・不安を払拭するためには、各被災地の漁業の特徴を踏まえた対策や、次世代の方々が安心して漁業を引き継ぐことができるような対策を実施する必要がある。
- ④ 放出開始後も、開始前と変わらずに取引が継続される環境の整備を目指す。特に、被災地の漁業者の方々が放出開始後も事業を続けていくためには、地元産品の魅力を伝えつつ、それが継続的に消費される環境を作る必要がある。

具体的には、以下のような対策を重点的に実施していく。

1. 風評を生じさせないための仕組みづくり

【1】徹底した安全対策による安心の醸成

対策1:風評を最大限抑制するための処分方法の徹底

対策2:モニタリングの強化・拡充

対策3:国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

これまでの説明会や意見交換の場では、IAEAによるレビューや、海域・水産物モニタリング、東京電力によるALPS処理水による魚類等の飼育について、それらの取組を通じて安全であることを確認し、その結果をより分かりやすく情報発信を行ってほしいとの指摘を主に頂いている。

これまでの対策1～3を実施する上で、今後は以下の事項にも重点を置きながら対策を進めていく。

海域モニタリングについては、政府及び東京電力は、改定した総合モニタリング計画に基づく測定を着実にを行い、放出前後の状況を比較できる形で、測定結果を広く公表する。加えて、過去や他海域の数値との比較を示す等、測定値の意味を分かりやすく伝える方法を工夫し、「安全・安心の見える化」を行っていく。

また、東京電力においては、実際に、ALPS処理水を海水で希釈した環境で海洋生物(ヒラメ、アワビ、海藻類)を飼育して、生体内のトリチウム濃度等を測定し、その測定結果とともに、生体内でトリチウムは濃縮されず、生育環境以上の濃度にならないこと等を分かりやすく公表していく。

こうした測定結果を分かりやすく伝える方法の検討と並行して、ALPS処理水の安全性を確かめる方法を広く知っていただけるよう、流通・小売事業者等を対象とするシンポジウムを今秋以降に開催する。

IAEAは、今後も国際専門家が繰り返し来日し、ALPS処理水の安全性と規制に関するレビューを継続する。年内にはALPS処理水の安全性に関するレビューの、年明けには規制に関するレビューのミッションがそれぞれ来日する。また、IAEA研究所及び第三国研究所がALPS処理水の分析及び海域モニタリングデータの裏付けを実施し、結果を公表する。放出前にはこれまでのレビュー全体を踏まえた、包括的な報告書をIAEAが公表する。

<具体的な取組例>

- 処分の開始前後を通じ、IAEA等の「外部の目でのチェック」の徹底【外務省・経済産業省・規制庁・環境省】
- モニタリングや海洋生物の飼育試験の結果等を分かりやすく情報発信する「安全・安心データの見える化」【環境省・農林水産省・規制庁・復興庁・経済産業省】

【2】安心感を広く行き渡らせるための対応

対策4:安心が共有されるための情報の普及・浸透

対策5:国際社会への戦略的な発信

対策6:安全性等に関する知識の普及状況の観測・把握

これまでの説明会や意見交換の場では、全国の消費者や製品の流通過程である加工・流通・小売の各段階の事業者等に対する情報発信を更に充実させるべきとの指摘や、被災地の漁業者からは個々の関心に応じた説明会・意見交換を実施してほしいとの要望、事業者にとっての輸入規制の撤廃・緩和を進めることの重要性についての指摘を主に頂いている。

これまでの対策4～6を実施する上で、今後は以下の事項にも重点を置きながら対策を進めていく。

まず、ALPS処理水の処分や安全性について、様々な年齢層・属性の方に効果的にアプローチし、全国の消費者の理解醸成を加速すべく、日常生活で目に触れやすく、繰り返し視聴する可能性が高いメディア(全国地上波のテレビCM、WEB広告、全国紙の新聞広告等)を活用し、情報発信の一層の強化を図る。

また、今回の決定の背景や検討の経緯、政府の風評対策について、被災地の方々との直接の対話を充実するため、従来の説明会・意見交換に加えて、漁業者を始めとする地元の方々等との車座での意見交換等を実施する。

さらに、更なる効果的な情報発信等の風評対策を推進するため、新たに有識者から意見を伺う会合を設け、検討を行う。

国外における情報発信についても、海外の報道機関への情報提供を積極的に行い発信の機会をより多く確保する等、国際社会に対する被災地の魅力等も含めた発信を戦略的に推進していく。また、輸入規制を維持する国・地域に対して、撤廃に向けた働きかけを継続するとともに、ALPS処理水の海洋放出が規制の維持・強化の理由とされないよう、政府一体となって、ALPS処理水の安全性の説明を徹底して行う。

<具体的な取組例>

- 全国の消費者の認知度向上に向けた、日常生活で目に触れやすい情報発信【復興庁・経済産業省】
- 地元住民や漁業者等の方々との車座での意見交換等更なる対話の深化【農林水産省・復興庁・経済産業省】
- 農林水産物・食品の輸入規制撤廃に向けた更なる働きかけ、海外への情報発信【外務省・農林水産省・経済産業省・復興庁】

2. 風評に打ち勝ち、安心して事業を継続・拡大できる仕組みづくり

【3－1】風評に打ち勝つ、強い事業者体力の構築

対策7:安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

これまでの対策7を実施する上で、今後は以下の事項にも重点を置きながら対策を進めていく。

まず、風評影響を受け得る事業者が施策を活用できるよう、これまで頂いた意見や要望も踏まえながら、令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算で措置された予算事業を適切に実施していく。施策説明会を開催して、これらの施策の詳細について周知を行うとともに、中小機構、JETRO、よろず支援拠点、相双機構等を通じて、個別事業者の要望を踏まえた施策活用の支援も実施していく。

被災地の漁業者からは、海洋放出が近づく中、その影響の長期化への懸念から、漁業継続への不安や後継者不足への懸念の声が上がっている。このため、生産・加工・流通・消費の各段階における対策の徹底により、福島県および近隣県で漁業を継続できる取組を実施していく必要がある。

具体的には、魚食の普及や水産加工品の消費拡大とともに、とりわけ、福島県や近隣県において、本年度対象拡大をしたがんばる漁業復興支援事業、種苗放流支援事業、福島県において本年度新設した担い手確保事業等での支援に取り組むことにより、将来にわたり、漁業を継続できる環境整備を図る。

また、被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援についても、「福島浜通り地域等15市町村の交流人口拡大に向けたアクションプラン」に基づく取組を追加し、着実に進めていく。

【3－2】全国の漁業者に対する事業継続のための支援

対策8:長期に亘るALPS処理水の海洋放出に伴う水産業における影響を乗り越えるための施策

我が国の漁業を取り巻く環境は厳しく、漁業生産量もこの30年間で半減している中、海洋放出およびそれが長期にわたり継続することが加わることで、全国の漁業者から、漁業の将来への不安が増し、漁業を繋いでいく意欲が挫かれるとの強い懸念が示されている。こうした懸念に寄り添い、全国の漁業者が将来にわたり、子々孫々まで安心して継続できるような漁業の実現に取り組むことが食料安全保障の観点からも重要である。

このため、万全な風評対策によるセーフティネットの仕組みに加えて、ALPS処理水による影響を乗り越え、生産コストが高騰する中にあっても、今日の漁業

者が将来にわたって安心して漁業が継続できるよう、政府は基金により、持続可能な漁業の実現に向け、持続的な対策を講じる。

<具体的な取組例>

- 風評影響を受け得る事業者に対する対策の着実な実施【農林水産省、復興庁、厚生労働省、観光庁、環境省、経済産業省】
- 福島県や近隣県において、将来にわたり、漁業を継続できる環境整備【農林水産省、経済産業省】
- 長期に亘るALPS処理水の海洋放出に伴う水産業における影響を乗り越えるための施策【経済産業省】

【4】風評に伴う需要変動に対応するセーフティネット

対策9: 万一の需要減少に備えた機動的な対策²

対策10: なおも生じる風評被害への被害者の立場に寄り添う賠償³

これまでの説明会や意見交換の場では、需要減少に備えた基金事業の活用等を通して、放出開始後も、変わらずに地元産品等の取引が継続される環境を整備する必要があるとの指摘や、事業者の安心のためには、万一風評が生じた場合に備えた具体的な賠償基準が必要との指摘を主に頂いている。

これまでの対策9～10を実施する上で、今後は以下の事項にも重点を置きながら対策を進めていく。

まず、万一の水産物の需要減少に備えた、企業の食堂等への提供等の水産物の販路拡大に向けた取組や、冷凍に向いている水産物の一時的買取り・保管等の取組への支援が迅速に実施できるよう、必要な準備を速やかに進める。また、消費者に対する地元水産品の魅力・安全性の発信を含む理解醸成のための広報活動についても、被災地の自治体や事業者の要望も踏まえて事業を実施していく。

また、なおも生じる風評被害に備えた賠償については、引き続き、東京電力を指導するだけでなく、国が前面に立って、風評被害の推認に際して参照する統計データの選択や、損害額の算定における基準年の設定等について関係団体等との調整・意見交換を進め、きめ細かな情報発信に努めながら、年内を目途に、それぞれの地域・業種の実情に応じた賠償基準を取りまとめて公表するよう、東京電力を指導する。

<具体的な取組例>

- 需要減少対策の迅速・着実な実施に向けた速やかな準備【経済産業省】
- 賠償基準の確立・公表【経済産業省】

² 当面の対策における対策8。

³ 当面の対策における対策9。

【5】長期的な課題の解決に向けた対策

対策11: 風評を抑制する将来技術の継続的な追求⁴

これまでの対策11を実施する上で、今後は以下の事項にも重点を置きながら対策を進めていく。

トリチウム分離技術については、引き続き、東京電力による公募・評価を継続的に実施しつつ、選定された技術に関しては、各提案事業者に対して詳細にヒアリングを行った上で、実用化に向けた課題やその解決方法等について具体的な検討を加速するよう東京電力に求める。また、政府としても、技術動向の調査は継続的に実施していく。

汚染水発生量の更なる抑制については、中長期的な課題として、地下水の建屋流入量の低減に向けた抜本的な建屋止水の検討が必要である。そのため、まずは、東京電力に対して、本年度から開始する局所的な建屋止水対策について、施工試験を通じて、課題の明確化やその対策の検討を進め、計画全体についてスケジュール感をもって着実に進めることを求める。その上で、将来における抜本的な建屋止水の検討に向け、局所的な止水対策の現場適用を通じて得られる知見を活用していくことを求める。

<具体的な取組例>

- トリチウム分離技術の継続的な公募・評価、フィージビリティスタディ等実用化に向けた評価・検討の加速【経済産業省】
- 汚染水発生量の低減に向けた、局所的な止水対策の実施・検討【経済産業省】

IV. おわりに

今後の対策についての方向性を踏まえ、今般、行動計画を改定する。その上で、風評をめぐる状況は、時々刻々と変化するため、ALPS処理水の放出が数十年にわたり継続することを踏まえ、これに伴う風評影響を受けるおそれのある漁業者等については、安心して事業を続けていけるよう、ALPS処理水による風評影響が生じ得る限り、長期的な視点に立って対策を講じる。

引き続き、風評影響の把握やヒアリング等の実施を継続するとともに、必要な追加対策を機動的に講じていく。

⁴ 当面の対策における対策10。